



(社)名北労働基準協会

保険事務課長

東川 勝

「はい、こちら企業の労働110番です」電話の主は、労働者が5名の鉄工所の社長さんでした。「うちの労働者が会社に来る通勤途中に交通事故で、けがをしたが、ど

うしたらいいののか」というあわてた感じの電話であった。ご相談内容は、「この労働者は車通勤をしており、いつもの道でまっす

### 「通勤途上の交通事故」への対応

ぐ会社に出勤途中、信号のない交差点で出会い頭に他の車と激突し、運転席とハンドルに身体をはさまれ重傷の状態で救急車で病院に運ばれた。労働災害が使えらるだろうか？」というものであった。

最終的には、労働基準監督署の判断によるが、自宅から合理的な経路、方法にて寄り道もせず会社に向かう途中の事故であり、通勤災害に該当するのではないかと、いうお話をしました。

しかし、このように、他人の自動車との接触により事故となり負傷したケースは、労働保険給付と民事上の賠償、自賠責保険による支払いが競合することがあり、補償の重複を避けるために調整が行われる。

また、自動車絡む交通事故の場合、労災保険

と自賠責保険のどちらを先行するのは、基本的には被災労働者自身の意思によるが、自賠責保険の場合、労災保険に無い慰謝料があること、また、労災保険では特別支給金と合算して8割の休業補償給付が全額支払いであ



ること、さらには、当座の治療費、生活費の仮払金制度があること等、被災労働者にとっては自賠責保険を先行するほうが有利であることもお伝えした。

なお、自賠責保険では、療養費、休業損害、慰謝

料の合計が120万円であるため、これを超える部分は労災保険に請求できるが、加害者である相手方に、事故の過失割合に応じた求償（損害賠償請求）が国から行われる。このため、労災保険の請求書以外に、「第三者行為災害届」を添付して、所轄労働基準監督署に提出することもお話しした。

また、労災保険の休業補償のうち特別支給金の2割については、自賠責保険から全額分の休業損害が支払われていても、請求が可能であることもご説明したうえで、必要な書類と記載例等の資料をお送りした。

後日、社長さんより、入院6カ月の事故であったが、車の自賠責保険を先行して処理をしたところ、労災保険の切り替えも含めて、無事手続きが

スムーズに終わったと報告のお電話が入った。

なお、名北労働基準協会には、労働保険事務組合があり中小事業主に代わり、雇用保険被保険者のハローワークへの届出等の労働保険の様々な書類の作成、行政への届出等を代行し、労災保険給付請求のアドバイスも行う。また、事務委託されることにより、労災保険の補償対象でない事業主や法人役員の方も、労災保険に加入できるメリットがあります。

また、労働者を雇用せず建設業に従事される自営業者の方については、建設自営業者組合があり、同じく労災保険に特別加入することができま

労働保険に関することは、「企業の労働110番」(☎052-961-7110 企業の労働なんでも110番)までご相談ください。